

コンプライアンス事務局規程

令和4年5月20日制定

令和4年6月1日施行

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学事務職組織規程第50条に基づき、学校法人日本大学（以下「本学」という）に設置するコンプライアンス事務局（以下「事務局」という）に関する必要事項を定める。

2 事務局は、日本大学本部内に置く。

(目 的)

第2条 事務局は、本学におけるコンプライアンス（法令遵守）及び内部監査の充実を図ることを目的とする。

(事務局長)

第3条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務統括責任者として、所管事務を統括する。

(事務局次長)

第4条 事務局に、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて、事務を統括する。

3 事務局次長は、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務長)

第5条 事務局に、事務長を置くことができる。

2 事務長は、事務局長及び事務局次長の監督の下に、所管事務を管掌する。

(課及び課長)

第6条 事務局に、次の課を設け、課長を置く。

① コンプライアンス推進課

② 内部監査課

2 課長は、所属上長の命を受けて、所管事務を担当する。

(課長補佐)

第7条 課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課長の命を受けて、所管事務を処理する。

(主 任)

第8条 課に、主任を置くことができる。

2 主任は、課長及び課長補佐の命を受けて、所管事務を処理する。

(事務分掌)

第9条 事務局各課の事務分掌は、次のとおりとする。

① コンプライアンス推進課

(1) 人権擁護に関する事項

(2) 公益（内部）通報に関する事項

(3) コンプライアンスに係る意識啓発及び研修の実施に関する事項

(4) その他コンプライアンスに関する事項

② 内部監査課

- (1) 本学の業務執行全般における内部監査との連携に関する事項
- (2) 監事監査及び公認会計士監査から独立した内部監査に関する事項
- (3) 内部監査人の育成等に関する事項
- (4) 内部監査の意識啓発に関する事項
- (5) その他内部監査に関する事項

(事務職組織規程の準用)

第10条 事務局長，事務局次長，事務長，課長，課長補佐及び主任の職務については，本規程に定めるもののほか，日本大学事務職組織規程を準用する。

附 則

この規程は，令和4年6月1日から施行する。